

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第224号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第651号）

事件名：「F－35の公開等に係る保全処置の基準について（通達）」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「F－35の公開等に係る保全処置の基準について（通達）（空幕情第277号。30.3.20）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年12月25日付け防官文第19833号及び令和元年11月7日付け同第9720号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分2）

アないしエ （略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ （略）

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「空幕情第277号（30.3.23）。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件

対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 30 年 12 月 25 日付け防官文第 19833 号により、本件対象文書の 1 枚目のみについて、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和元年 11 月 7 日付け防官文第 9720 号により、本件対象文書の 1 枚目を除く部分について、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 2 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年及び約 5 年 2 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) (略)

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------------|--------------------------------|
| ① | 令和 7 年 2 月 13 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月 28 日 | 審議 |
| ④ | 令和 8 年 9 月 7 日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年 10 月 7 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件対象文書は、F-35の公開等に係る保全処置に関し、件名も含め公にしないことを前提として米国から提供された文書を踏まえて作成された通達であって、本件対象文書の不開示部分を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるため不開示とした。

(2) 当該部分を公にすると、他国との信頼関係が損なわれ、国の安全が害されるおそれがあるとする上記(1)の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年及び約5年2か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
1 枚目の一部	添付書類欄の文書件名の一部については、他国から提供された情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目ないし 22 枚目のそれぞれ一部	他国から提供された情報及び自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、我が国の安全を害するおそれがあるとともに、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。